

島田市教育委員会から保護者のみなさまへ

島田市教育委員会では、「豊かな心、確かな学力、健康な体」を身につけた子どもの育成を目指し、さまざまな教育活動に取り組んでいます。さて、子どもを取り巻く状況は、日増しに複雑化し、子どもの成長にとってマイナスとなりうる要素も増えてきています。そのような状況を背景として、学校に求められる役割や地域・保護者の果たすべき責任も変化してきています。

そこで、新学期が始まるにあたり、生徒指導に関わる、以下の4点について、島田市教育委員会から保護者の皆様へお知らせします。学校・保護者・地域が手を取り合い、子どもの健やかな成長を見守っていきましょう。



1 虐待が疑われる場合は、福祉関係機関に連絡します。

児童虐待の防止に関する法律において、教育委員会や学校等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合に福祉機関へ通告する義務があると定められています。したがって、(1)～(4)のような虐待が疑われる様子や子ども本人からの申し出があった場合には、保護者の同意の有無にかかわらず、福祉機関（児童相談所、子育て応援課）に連絡し、連携を図って対応します。

また、状況によっては、児童相談所が子どもを一時保護する場合があります。

- (1) 子どもの体に不自然な痣（あざ）や怪我（けが）があるなど、身体的虐待が疑われる場合。
- (2) 子供がわいせつな行為をされたり、させられたりしたことを話すなど、性的虐待が疑われる場合。
- (3) 子どもが怯えている、家に帰りたくないと言ったり、不安定な状況が見られたりするなど、心理的虐待（※言葉による脅し、無視、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうなど）が疑われる場合。
- (4) 食事を摂っていない様子が見られたり、身なりが汚れたりしているなど、ネグレクト（養育放棄）（※家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、病院へ通わせない など）が疑われる場合。



児童虐待の防止等に関する法律 第6条

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所または児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならない。

2 問題行動の解決に向けて、警察と連携して対応します。

学校の内外を問わず、子どもが次のような行動をした場合、警察等関係機関に連絡し、連携して指導することがあります。

- (1) 触法行為（法に触れる行為）やそれに近い行為を犯した場合。
- (2) 他の子どもに被害を与えたり、公共の福祉を損ねたりする場合
- (3) 心理的あるいは物理的影響を与える行為により、他の子どもが著しく心身に苦痛を感じている場合。

また、いじめの中には、犯罪行為と認められるものが含まれていることがあります。その場合には、早期に警察に連絡・相談して対応することがあります。



3 ネットパトロール※を実施しています。

近年、スマートフォン等の情報端末の普及により、インターネットが大変身近なものになっています。そうした中、子どもが安易に個人情報やネット上に掲載してしまうことで、事件やトラブルに巻き込まれたり、誹謗中傷やネットいじめ、あるいは違法な有害情報等の影響を受けたりするなど、大きな問題が心配されます。

こうした状況を踏まえ、島田市教育委員会では、早期発見・早期対応により、インターネットを介したトラブルなどを未然に防ぐことを目的に、専門の事業者へ業務委託をして「ネットパトロール」を実施しています。

このパトロールは、令和4年度までは中学生を対象に実施してきましたが、令和5年度からは小学生も対象に含めて実施しています。

※学校非公式サイトやブログ、SNSなどの公開されているサイトで、「ネットいじめ」やトラブルにつながる書き込みが行われていないかパトロールをし、学校などへ情報提供する取り組みをしています。なお、内容によっては警察へ情報を提供する場合もあります。



4 家庭でのネットルールを決めましょう。

現在、多くのご家庭でインターネットを使える環境が整ってきています。また、スマートフォンを子どもに持たせる家庭も増えてきています。一方で、スマートフォン等の利用により、次のようなトラブルが発生する可能性があります。

- (1) 深夜までスマートフォン等を使い昼夜逆転となった生活によって不登校に発展するケース
- (2) SNS等での誹謗中傷から人間関係が崩れてしまったり、家族とのコミュニケーションがなくなってしまうりするケース
- (3) ネットの掲示板やSNS等で見知らぬ人と知り合い、犯罪に巻き込まれるケース
- (4) オンラインゲームで課金をして、高額の利用料金を請求されるケース

そこで、スマートフォンやゲーム機、インターネットの利用についてご家族で話し合っただき、「使用時間」「使用内容」「使用場所」について、ルールを決めるようお願いいたします。その際、子どもだけがルールを作るのではなく、親自身もルールを作り、一緒に守っていこうという姿勢を見せることが、長続きするコツです。「危ないから使わせない」だけでなく「ルールを決めて使わせる」ことが大切です。

